

議会運営委員会日程

平成30年11月27日(火)

午前10時 502会議室

日程第1 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第1号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 11月28日(水)の本会議の運営について

【別紙「11月28日(水)の本会議の議事要領」による】

日程第3 その他

議員提出議案第1号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成30年11月26日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	山崎直史
	〃	原典之
	〃	野田雅之
	〃	沼沢和明
	〃	山田晴彦
	〃	かわの忠正
	〃	山田益男
	〃	岩隈千尋
	〃	堀添健

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。

1 1 月 2 8 日（水）の本会議の議事要領

1

日程第 1 分割議案 2 件を一括上程

議案第 1 9 3 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 9 4 号 平成 3 0 年度川崎市一般会計補正予算

(1) 委員長報告（日程第 1 の議案 2 件）

総務委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討 論

(3) 採 決

① 議案第 1 9 3 号を起立により採決

② 議案第 1 9 4 号を起立により採決

2

日程第 2 議員提出議案 1 件を上程

議員提出議案第 1 号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

平成30年第4回川崎市議会定例会
議事日程第2号

平成30年11月28日(水)
午前10時 開 議

第 1

- 議案第193号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第194号 平成30年度川崎市一般会計補正予算

第 2

- 議員提出議案第1号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する
条例の制定について

平成30年11月26日

川崎市議会議長
松原成文様

総務委員長
山田益男

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第193号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について (原案可決)

議案第194号 平成30年度川崎市一般会計補正予算
(原案可決)

発言通告書

平成30年11月26日

川崎市議会議長 様

会派名 自民党

発言者氏名 山崎直史

予定時間 3分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
議員提出議案第1号の提案説明
(川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びに その支給条例の一部を改正する条例の制定について)

